

税金の期限内納付の徹底について

みなさん、税金の納め忘れはありませんか？

税金の期限内納付に、ご理解とご協力をお願いします。納め忘れがある場合は、速やかに納付しましょう。

平成21年度が終わり、22年度が始まると、新しい年度の税を納めていただきます。税もたまる、一度に納付するのが大変です。納期毎の納付を日頃から心がけましょう。

現金納付の方は、納め忘れの少ない口座振替を利用しましょう。

【申込は、役場総務企画課徴税係へ】

滞納処分の実施状況について

西栗倉村では、滞納税額が高額の方や期間が長期の方を中心に、滞納整理機関に徴収委託を行い、滞納処分を実施し、納付いただいています。

1. 処分の実施状況

- ① 勤め先での給与の差押え
- ② 売掛や契約等がある場合、取引先での差押え
- ③ 生命保険等の解約による差押え
- ④ 預貯金の差押え

※ 滞納処分が実施されると、自分が普段取引を行っている関係機関にも、調査や差押えを依頼することになります。取引先によっては、滞納処分の実施を受けてこれまでの信用が失われる場合もあります。これまで事例はありませんが、居宅や土地を差し押さえる場合もあります。

2. 延滞金の加算

徴収委託後は、延滞金（年14.6%）をいただいています。期間が長く、額が大きいほど、延滞金は高額になります。

試算：（平成17年1月末日納付期限の個人村県民税100,000円を、平成22年1月末日に納付した場合）

※ 本税100,000円に加え、約72,200円の延滞金が加算されます。

3. 税金の各種通知に注目!!

第1段階：督促状

納付期限後20日以内に送付されます。差押えの法的な前提条件になり、納付期限後1ヶ月以上経つといつでも差押えができます。



第2段階：納税催告状

本村では、滞納処分を実施する一歩手前の通知です。これが送付されたということは、村が滞納処分に向けて検討を始めたと思ってください。（昨年末に発送している方は注意しましょう。）



第3段階：徴収引継予告書

10日から14日程度の猶予の後、滞納整理機関に徴税を委託します。委託後は、納税についての協議は滞納整理機関を通して行うことになります。

委託後は、差押えによる全額納付を前提に行われます。厳しい処分が行われ、生活にも少なからず影響すると思いますが、再三の通知を行ったにも関わらず納付いただけなかったためご理解いただくことになります。

納期限を基準とした延滞金もいただきます。

お問い合わせ先：西栗倉村役場総務企画課